

令和8年度つるおかエール奨学金返済支援事業【学生応募枠】に関するQ&A

1 応募について

	問い	答え
1-1	市内出身者とは、どのような人のことですか。	次のいずれかに該当する方を市内出身者としています。 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の中学校を卒業した方 ・市内の高等学校を卒業する時点において、市内に住民登録している方
1-2	高等学校卒業程度認定試験を受けて大学等へ進学した場合も、応募することは可能ですか。	市内の中学校を卒業し、大学等へ進学するまでの間、市内に居住していた方であれば、応募可能です。
1-3	大学を卒業後、鶴岡市に住んで働きたいと考えていますが、現時点でははっきりしていません。このような場合でも、応募することは可能ですか。	申込み時点で、鶴岡市内に居住し就業する希望があれば応募可能ですが、より具体的に検討している状態であることが望ましいです。 なお、結果的に鶴岡市内に居住・就業しなかった場合は、認定辞退報告書により報告が必要です。
1-4	応募時点で奨学金の貸与を受けておらず、在学採用で奨学金を申込み予定です。応募可能ですか。	奨学金貸与前については応募できません。本事業への申込み時点で、対象の奨学金の貸与期間内（奨学生証記載の「貸与の始期」から「貸与の終期」までの期間内）であることが要件です。
1-5	県が実施する修学資金を利用する場合、新やまがた就職促進奨学金返済支援事業（以下「県事業」という。）では応募の対象外となっていますが、本事業には応募できますか。	県事業では、それぞれ以下の就学資金貸付事業等を実施し、要件を満たせば返還免除としていることから、応募の対象外としています。 <ul style="list-style-type: none"> ・山形県医師修学資金 ・山形県看護職員修学資金 ・山形県介護福祉士修学資金 ・山形県保育士修学資金 ・山形県社会福祉士修学資金 本事業では、以下のいずれかに該当する場合は支援の対象となりますので、応募可能です。 <ul style="list-style-type: none"> ・上記の県の修学資金等に加え、市の支援対象である奨学金等を借り入れる場合

	問い	答え
1-6	既に助成候補者となっているが、大学から大学院への進学や短期大学から4年制大学への編入により、新たに奨学金の申込みをした際は、この制度も新たに応募する必要がありますか。	再進学又は編入し、新たに奨学金の貸与を受ける場合は、再度認定を受ける必要があります。
1-7	既に他の奨学金返還支援制度で支援を受けることになっている場合、重複して申し込むことができますか。	他の制度と重複して支援を受けることはできません。 ただし、山形県若者定着奨学金返還支援事業（以下「旧県事業」という。）、やまがた就職促進奨学金返還支援事業又は県事業については、同時に支援を受けることができます。
1-8	市内出身者ですが、鶴岡市以外の県内市町村での就職を希望しています。この場合、どのようになりますか。	県事業は、大学卒業後に就職を希望する市町村に応募することとなっていますので、当該市町村に応募書類を提出してください。 市事業は、市内での就業の要件を満たしていませんので、原則として対象となりませんが、下記のすべてを満たす場合に限って対象となります。 ・居住地が鶴岡市であること。 ・勤務地が庄内地域であること。 ・就業先の本社が鶴岡市にあること。
1-9	旧県事業の助成候補者となっている場合は、どのようになりますか。	令和2年度までに、旧県事業の助成候補者となっており、令和8年度も大学等に在学している場合、本事業の対象となります。市事業に改めて応募していただくことで、本事業による支援金額の上乗せが受けられます。
1-10	複数の奨学金等の貸与を受けている場合はどうなりますか。	複数の奨学金等の貸与を受けている場合でも、助成対象となる奨学金等は、そのうち一つの奨学金等となります。

2 大学等在学中について

	問	答
2-1	大学の卒業後に大学院に進学した場合の取扱いはどうなりますか。	<p>在学期間延長承認報告書（様式3）を提出してください。</p> <p>大学院修士課程（博士課程）の修了後13か月以内に就業することで、助成候補者の資格が継続されます。短期大学から4年制大学に編入した場合も同様です。</p> <p>なお、進学に係る奨学金等について返済支援を希望する場合は改めて申請が必要です。（Q&A1-6参照）</p>
	問	答
2-2	大学等で海外留学等による休学や留年した場合は、助成候補者の認定は取消しになりますか。	<p>所定の手続きをとることで、認定の取消しが猶予されます。</p> <p>休学や留年した場合でも、条件を満たした場合、返済支援を行います。</p>

3 就業について

	問	答
3-1	大学等を卒業後、13か月以内に鶴岡市に居住しましたが、その後、就業先は変わらずに、2年後に県内の他市町村に転出しました。この場合、助成対象となりますか。	<p>県事業では助成対象となりますが、居住後3年以内に県内他市町村に転居したことから、支援額は、月額最大2万6千円から、半額の月額最大1万3千円に減額されます。</p> <p>市事業では、居住後3年以内に鶴岡市から転出していますので、助成対象とはなりません。</p>
3-2	大学等卒業後、13か月以内に鶴岡市に居住しましたが、就職が決まりません。この場合、助成対象となりますか。	県事業及び市事業とも、大学等卒業後、13か月以内に居住・就業することが助成の条件ですので、この場合は助成対象となりません。
3-3	大学等を卒業後13か月以内に鶴岡市に居住・就業しましたが、その後、転職により3年を経過する前に市外へ転出した場合は助成対象となりますか。	自己都合による転職の場合は、3年間の居住・就業要件を満たしていないため、助成対象となりません。また、その後、市内に再転入した場合も同様です。
3-4	大学等を卒業後13か月以内に市内企業に就職が決まり、市内に居住・就業しましたが、3年を経過する前に市外の事業所に配属され、市外に転出した場合は助成対象となりますか。	<p>就業先の都合により、市外の事業所等で勤務することとなった場合は、その時点で、3年間の市内居住・就業期間のカウントを中断します。市内の就業先に戻った時点からカウントを再開し、市内に居住・就業した期間が通算して3年以上であれば助成対象となります。</p> <p>ただし、中断期間は最大5年間とし、それ以上市外に勤</p>

		務する場合は助成対象となりません。
3-5	市内事業所に在籍していますが、3か月の市外研修を命じられました。この場合、助成対象となりますか。	<p>市内事業所に在籍している場合は助成対象となります。</p> <p>ただし、就業先の都合により市外で研修することとなった場合は、その時点で、3年間の市内居住・就業期間のカウントを中断します。市内の就業先に戻った時点からカウントを再開し、市内に居住・就業した期間が通算して3年以上であれば助成対象となります。</p> <p>ただし、中断期間は最大5年間とし、それ以上市外に勤務する場合は助成対象となりません。</p>
3-6	助成対象者となった後に、就業先から、市外事業所等への配属を命じられました。この場合、助成対象となりますか。	<p>就業先の都合により市外の事業所等で勤務することとなった場合は、その期間は助成が行われません。</p> <p>なお、その後、助成の対象期間（10年）内に市内の就業先に戻り、再度1年以上勤務した場合、残った対象期間の限度で助成が再開されます。</p>
3-7	市内に本社がある企業の市外事業所に、市内に居住して通勤する場合は助成対象となりますか。	<p>就業先の本社が鶴岡市内にある場合は、市内に居住して庄内地域の他市町にある事業所に就業する場合、支援の対象となります。それ以外の場合は、市内出身者であっても、市内での就業の要件を満たしていませんので、対象となりません。</p> <p>また、助成対象として認められる事業所に就業した後に、就業先の都合により市外事業所に勤務することとなった場合は、Q&A 3-4、3-5、3-6のような中断の取扱いがあります。</p>
3-8	市外に本社がある企業に採用され、市内の事業所に勤務する場合は助成対象となりますか。	市内に居住し、3年以上継続して就業した場合、助成対象となります。
3-9	自営業や起業の場合は助成対象となりますか。	<p>自営業や起業の場合でも、条件を満たしていれば助成対象となります。</p> <p>しかし、平日は市外の事業所で就労し休日に市内で農業をしているというような場合は対象になりません。</p>
3-10	産前産後の休業や育児休業等を取った場合、その期間は就業期間に算入されますか。	市内に居住し市内事業所に在籍していれば就業期間に算入されます。
3-11	就業先が倒産した場合の取扱いについて教えてください。	就業先の都合による離職後、12か月以内に市内企業等に就職した場合は、助成対象となります。ただし、離職期間は就業期間には算入されません。

4 支援金の支払いについて

	問い	答え
4-1	大学等を卒業後、返済支援を受けるまでは、自分で奨学金を返済する必要がありますか。	奨学金の貸与機関等に対し、規定に基づき返済してください。 なお、滞納がある場合、助成を受けることができませんので、ご注意ください。
	問い	答え
4-2	大学等を卒業後の3年間も奨学金の返済を行うこととなりますが、その分は支援額から減額されるのですか。	県事業の支援額は、令和8年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数に2万6千円を乗じた金額と、県内に居住・就業して3年以上経過し交付申請する時点での奨学金の残額のいずれか低い金額となります。 交付申請時点での奨学金の残額ですので、大学卒業後から3年間の通常返済分のほか、繰上返済した分も県事業の支援金額から除かれます。 市事業の支援額の算定にあたっては、大学卒業後の返済分は考慮しません（減額となりません）。大学等の正規の修業年数分の奨学金等（月額最大4万2千円）、卒業時点での奨学金等の借入残額、県事業による支援額の3つを用いて算出します。
4-3	就業後3年以内に奨学金を繰上返済し完済した場合の対応はどうなりますか。	県事業では、奨学金の返済残額がありませんので、返済支援は行われません。（参考：Q&A4-2） 市事業では、大学卒業時点での借入残額等を基に支援金額を算定しますので、就業後に繰上返済した場合でも、金額は変更されません。市内に居住・就業し3年経過の要件を満たした後、4年目から10年間に分けて、支援金を本人に支払います。 ただし、市外に転出した場合や、自己都合による離職期間が6か月を超える場合などは、支援金の交付は行いません。
4-4	支援金の交付先は誰になるのですか。	県事業では、本人に代わり貸付機関に支払うこととしています。 市事業では、市内に居住・就業市3年経過後、4年目から10年間に分けて、支援金額を本人に支払います。
4-5	ひとり親世帯等の1万円加算はいつの時点で判断するのですか。	以下の要件を全て満たす場合、その期間は支援月額の上限額が4万2千円から5万2千円になります。 ・申請者の養育者が児童扶養手当を受給したことがあること

		<ul style="list-style-type: none"> 申請者が大学等在学中、養育者が児童扶養手当を受給していた当時から引き続き同じ状況にあること、または引き続き同じ状況にあった期間を有していること
4-6	支援金の交付を受けていますが、自己都合により途中で市外に転出した場合はどうなりますか。	市外へ転出した場合は、助成対象者としての認定が取り消されます。その事由が生じた年度の翌年度から支援金の交付は行われません。

5 その他

	問い	答え
5-1	この事業の実施期間はいつまでですか。	市事業は期限を定めておりませんが、実績や効果などを毎年度評価検証し、県事業の実施状況も勘案しながら事業の方向性を検討してまいります。
5-2	令和7年度に助成候補者の認定を受けた場合、大学等を卒業するまで貸与を受けた奨学金等が返済支援の対象となりますか。	<p>県事業では、令和8年4月から在学中の大学等を卒業するまでに貸与を受けた奨学金等を返済支援の対象としています。</p> <p>(例) 令和8年度に第4学年の場合 第4学年の期間(令和8年度)が支援対象</p> <p>現行の市事業では、大学等の正規の修学年数を上限として、在学中に貸与を受けた奨学金等を返済支援の対象としていますが、早期(1年次)の申請をお願いいたします。</p> <p>(例) 令和8年度に第4学年の場合 1～4学年の期間(令和5年度～令和8年度)が支援対象</p>
5-3	日本学生支援機構第一種奨学金の貸与を受けていましたが、途中から日本学生支援機構の給付奨学金を受けています。過去に貸与された奨学金は、返済支援の対象となりますか。	申請時点で貸与期間中であることが要件であり、対象となりません。